

## 入院

### 入院時情報提供書の提出

入院当日か翌日、遅くとも7日以内に提出する

加算：入院時情報連携加算Ⅰ 200単位 ・Ⅱ 100単位

入院時情報連携加算Ⅰは持参、Ⅱはその他の方法（郵送等）にて提出

利用者一人につき1月に1回を限度として算定ができる

情報提供を行なった日時、場所（医療機関に出向いた場合）、提供内容、提供方法（面談、郵送等）について介護支援経過記録に記入する

入院の際にすぐに使用できるように基本情報等は事前に入力しておくとう便利

情報収集：退院についての方向性を確認する

シートを埋めるのではなく、聞きたい事の覚え書き・メモとしてのツールと捉える

### 退院に向けてのききとりシートの使用

加算：退院・退所加算1回目 300単位

随時、介護支援経過記録への記入忘れずに！

病院又は施設の職員と面談し  
情報収集する

↓  
カンファレンスの開催希望を伝え  
退院サマリー等を依頼する

↓  
居宅サービス計画原案を作成し、  
必要なサービスの調整をおこなう

退院前カンファレンスに参加 居宅サービス計画書原案を持参する

サービス担当者会議の開催 関係するサービス事業所の召集を行う

加算：退院・退所加算 2回目 300単位 入院または入所中に3回を限度で算定可能

カンファレンスに参加した場合、病院が利用者又は家族に提供した文書の写しをもらう

## 退院

【退院・退所加算の留意事項】H24年度介護保険改定加算要件を併せてご覧ください。

- ① 初回加算を算定する場合は算定できない。
- ② 利用者の退院または退所後のサービス利用開始月に算定する。例えば4月に入院し6月に退院した利用者が6月からサービスを利用した場合で入院期間中4月に1回、6月に1回医療機関から必要な情報提供などを受けた場合は6月分の請求時に2回分の加算を算定する。
- ③ 入院又は入所期間中に他の医療機関や施設等に転院又は転所した場合は原則直近の医療機関又は施設等との情報共有について評価するものである。ただし、転院、転所前の医療機関又は施設等から提供された情報であっても、居宅サービス計画に反映すべき情報であれば加算の算定は可能である。
- ④ 同一日に複数回、必要な情報提供を受けた場合やカンファレンスへの参加があった場合でも、1回として算定する